

沖縄漁業基金事業交付規則

[平成 26 年 2 月 21 日施行]
最終改正令和 6 年 4 月 22 日

第 1 章 総則

第 1 条 目的

この沖縄漁業基金事業交付規則（以下「交付規則」という。）は、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき沖縄漁業基金事業の適正な管理、執行に資することを目的とする。

第 2 条 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 5 の 1 の事業実施計画は、運用通知別記参考様式第 1 号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、運用通知別記参考様式第 2 号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、助成事業実施期間後に助成事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、助成事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る交付等要綱第 24 の 3 に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

(1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、運用通知別記参考様式第 3-1 号により事前に水産庁長官と協議する。

(2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、運用通知別記参考様式第 3-2 号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

5 違法・無報告・無規制（IUU）漁業の扱い

違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU 漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関（WTO）に通報された又は地域漁業管理機関（RFMOs）が作成する IUU 漁業に関する一覧表に掲載された者若しくは漁船、当該者を使用する者若しくは当該漁船を所

有する若しくは使用する者等（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）を用いて実施する事業を承認しないものとする。

第3条 定義

この交付規則における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 「財団」とは、公益財団法人沖縄県漁業振興基金をいう。
- 2 「沖縄漁業基金事業」の対象となる事業の種類は、交付等要綱の第3の別表1に掲げる事業種類をいう。

別表1

沖縄漁業基金事業の種類	助成率
1 台湾漁船等対策	
ア 海底清掃事業	定額
イ 外国漁船操業等調査・監視事業	定額
ウ 漁具被害復旧支援事業	定額・定率
エ 民間漁業者交流支援事業	定額
オ 操業状況等把握システム開発事業	定額
カ 操業安全対策事業	定額
2 漁業振興対策	
ア 沖縄産水産物流通促進事業	1／2以内
イ 漁業経営安定対策事業 （1）施設整備等利子助成事業 （2）特別保証対策事業	定額
ウ 漁業共済掛金助成事業	定率
エ 再編整備等推進支援事業 （1）再編整備支援事業 （2）魚種転換等支援事業	定率
3 漁業環境整備の推進	
ア 海岸清掃等活動支援事業	定額
4 一般管理費	定額

- 3 「事業実施者」とは、財団が行う沖縄漁業基金事業のうち、補助対象事業の事業実施者をいい、別表2のとおりとする。ただし、財団が必要と認めた場合は、水産庁長官の承認を得て新たに事業実施者を追加することができるものとする。
- 4 「取決め適用水域」とは、公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下「日台漁業取決め」という。）第2条に規定される水域をいう。

別表2

補 助 対 象 事 業 名	事 業 実 施 者
1 海底清掃事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合
2 外国漁船操業等調査・監視事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合
3 漁具被害復旧支援事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合
4 民間漁業者交流支援事業	沖縄県漁業協同組合連合会
5 操業状況等把握システム開発事業	
6 操業安全対策事業	沖縄県に住所を有する漁業協同組合
7 沖縄水産物流通促進事業	
8 漁業経営安定対策事業	
9 漁業共済掛金助成事業	
10 再編整備等推進支援事業	沖縄県漁業協同組合連合会 沖縄県に住所を有する漁業協同組合
11 海岸清掃等活動支援事業	

第4条 事業検討委員会の設置等

- 1 財団は、沖縄漁業基金事業の適正かつ円滑な運営を図るため、学識経験者等で構成する事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 検討委員会の委員は学識経験を有する者等6人以内で組織し、財団の理事長が委嘱するものとする。また、財団の理事長が必要と認める場合には、専門の学識経験を有する者を特別委員として委嘱することができるものとする。
- 3 検討委員会は、次の事項について検討し、財団の理事長に意見を述べができるものとする。
 - (1) 沖縄漁業基金事業のあり方
 - (2) 沖縄漁業基金事業と他の関連施策との連携のあり方
 - (3) その他沖縄漁業基金事業の実施に関連する事項
- 4 財団は、沖縄漁業基金事業を実施するに当たり、3の意見を尊重するものとする。

第5条 基金の管理等

- 1 財団は、沖縄漁業基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、沖縄漁業基金事業勘定を設けるものとする。
- 2 財団及び事業実施者は、沖縄漁業基金事業の経理について、他の基金及び沖縄漁業基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、沖縄漁業基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならぬ。
- 3 財団は、沖縄漁業基金事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、沖縄漁業基金事業勘定の中から支弁することができるものとする。

- 4 沖縄漁業基金の運用から生ずる果実は、同勘定に繰り入れるほか、運用通知別記様式第49号により毎年度水産庁長官の承認を得て、一般管理費を含め第3条の2に掲げる事業に充てることができるものとする。

第2章 台湾漁船等対策

第1節 海底清掃事業

第6条 財団による助成

財団は、海底清掃事業（以下第2章第1節において「事業」という。）の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第7条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び水産庁長官が適当と認めた者とする。

第8条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第9条 事業の内容

台湾漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収し、漁場機能の維持管理を行うために必要な次に掲げるものを行うものとする。

- 1 漁具投棄監視巡回事業
投棄漁具に係る情報の収集及び調査を行う。
- 2 漁具回収計画策定事業
投棄漁具及び放置漁具の回収等による漁場機能の維持管理を図るための計画の策定を行う。
- 3 投棄漁具回収事業
投棄漁具の回収を行う。
- 4 放置漁具回収事業
放置漁具の回収を行う。
- 5 回収漁具処分事業
回収した漁具の処分を行う。
- 6 漁具の保管
回収した投棄漁具、放置漁具等の倉庫等での保管を行う。
なお、事業を実施する際、国の監視船等による取締を補完し、違反船の行動等の情報を国の監視船等に通報・連絡することによって、取決め適用水域及びその周辺水域（以下この項目において「取決め適用水域等」という。）と我が国排他的経済水域の境界線を中心とした監視網の構築を図るために必要な次の事業を行うことができる。
 - (1) 国の監視船等に対する違反船の行動等に係る情報提供
 - (2) 関係漁業者等に対する外国漁船等の操業状況等に係る情報提供

第10条 助成対象経費

助成金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- 1 漁具回収計画の策定に要する経費
- 2 投棄漁具の回収に要する経費
- 3 放置漁具の回収に要する経費
- 4 回収した投棄漁具及び放置漁具の保管に要する経費
- 5 回収した漁具の処分に要する経費
- 6 その他財団が必要と認める経費

第11条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第1-1号により、事業実施計画承認申請書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第1号により水産庁長官に協議しなければならない。

第12条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第1-2号により財団に交付申請を行うものとする。
- 2 事業実施者は、1の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時ににおいて当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 3 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第13条 助成金の概算払い

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第1-3号により財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第14条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、別記様式第1-4号により事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 第12条の2ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第12条の2ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第1－5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告するとともに、財団による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった翌年6月20日までに、同様式により財団に報告しなければならない。
- 4 財団は、実績報告書の内容を精査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、助成金を支払うものとする。
- 5 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第2号により水産庁長官へ報告するものとする。

第2節 外国漁船操業等調査・監視事業

第15条 財団による助成

財団は、外国漁船操業等調査・監視事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第16条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び水産庁長官が適当と認めた者とする。

第17条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第18条 事業の内容

台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査及びその計画策定を行うものとする。

第19条 助成対象経費

取決め適用水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）の台湾漁船等の操業により影響を受ける水域における台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査等の計画の策定に要する経費及び計画策定によって定められた海域における台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査等に要する経費。

なお、事業の実施に際し、台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動

調査・監視又は漁場調査以外の行為（乗船料等の漁業活動以外の収入を得る行為等）を行う場合は、助成の対象外とする。

第20条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第2-1号により、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第3号により水産庁長官に協議しなければならない。

第21条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第2-2号により財団に交付申請を行うものとする。
- 2 事業実施者は、1の申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 3 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第22条 助成金の概算払い

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第2-3号により財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第23条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、別記様式第2-4号により事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 第21条の2ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第21条の2ただし書きの規定により交付の申請をした事業実施者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（2の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第2-5号の消費税仕

入控除税額報告書により速やかに財団に報告するとともに、財団による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、助成金の額の確定のあった翌年6月20日までに、同様式により財団に報告しなければならない。

4 財団は、実績報告書の内容を精査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、助成金を支払うものとする。

5 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第4号により水産庁長官に報告するものとする。

第3節 漁具被害復旧支援事業

第24条 財団による助成

財団は、漁具被害復旧支援事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額、定率で助成するものとする。

第25条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び水産庁長官が適當と認めた者とする。

第26条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第27条 事業の内容

台湾漁船等の緊急避泊・不法操業等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入、代替漁具の整備等を行うものとする。

第28条 助成対象経費

- 1 我が国の領海及び排他的經濟水域内において、被害漁具等が台湾漁船等の緊急避泊・不法操業によるものであることについて、事業実施者が指名する地方公共団体等の第三者による確認を別記様式第3-1号により受けた場合に、当該被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に要する経費。
 - (1) 用地買取費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としない。
 - (2) 新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存施設及び資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

- 2 台湾漁船等の緊急避泊・不法操業等によって漁具や施設の被害が発生した場合に備え、速やかに当該漁業の操業に復帰するために必要な代替漁具の整備等に要する経費。

第29条 助成の実施

助成金の額は、別表3の左欄に掲げる事業に要した費用の額に、同表の右欄に掲げる助成率を乗じた額とする。ただし、別表3の左欄の（1）について、別表4の左欄に掲げる漁具等に被害を受けた場合については、それぞれ同表の右欄に定める価額を助成額の上限とし、別表4の左欄に掲げるもの以外の漁具等に被害を受けた場合については助成金の額を水産庁長官に協議することとする。また、別表3の左欄の（3）についても、ただし書きに準ずることとする。

別表3

区分	助成率
（1）沖縄県周辺水域における台湾の漁船による被害	定額
（2）その他の外国漁船による被害	1／2以内
（3）代替漁具等の整備	定額

別表4

区分	価格（千円／被害件数）
まぐろはえなわ魚具	7, 000千円／件
浮き漁礁	7, 500千円／件

第30条 事業実施計画

- 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第3－2号により、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第5号により水産庁長官に協議しなければならない。

第31条 助成金の交付申請

- 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第3－3号により財団に交付申請を行うものとする。
- 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第32条 助成金の概算払い

- 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第3－4号

により財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第33条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、別記様式第3－5号により事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第6号により水産庁長官に報告するものとする。

第4節 民間漁業者交流支援事業

第34条 財団による助成

財団は、民間漁業者交流支援事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第35条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県漁業協同組合連合会とする。

第36条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第37条 事業の内容

取決め適用水域等における安全かつ秩序ある操業の維持、確保を図るため、日台等の漁業関係者が具体的な資源管理措置に対する認識を共有することを促進するとともに、台湾漁船等の操業実態を把握するために必要な次の事業を行うものとする。

1 資源管理措置認識事業

日台等の漁業関係者による具体的な資源管理措置の確認及び相互理解のための会議を行う。

2 相互乗船事業

我が国漁業関係者の台湾漁船等への乗船のための派遣及び台湾等漁業者の我が国漁船への乗船のための受入れを行う。

3 現地調査事業

水揚げ地等の視察・調査を行う。

第38条 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

1 漁業関係者派遣費

我が国漁業関係者を台湾等に派遣するために必要な経費（旅費、日当、宿泊料等）

2 漁業関係者受入費

我が国漁業関係者が台湾等の漁業関係者を我が国に受け入れるために必要な経費（通訳経費、旅費、資料印刷費等）

第39条 事業実施計画

1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第4-1号によりその事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第7号により水産庁長官に協議しなければならない。

第40条 助成金の交付申請

1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第4-2号により財団に交付申請を行うものとする。

2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第41条 助成金の概算払い

1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。

2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第4-3号により財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第42条 事業実績の報告

1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、別記様式第4-4号により事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第8号により水産庁長官に報告するものとする。

第5節 操業状況等把握システム開発事業

第43条 財団による助成

財団は、操業状況等把握システム開発事業（以下第2章第5節において「事業」という。）の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第44条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合等及び水産庁長官が適当と認めた者とする。

第45条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第46条 事業の内容

日台漁業取決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステムの開発・運用に必要な次に掲げるものを行うものとする。

- 1 操業状況等把握システム開発計画検討委員会開催事業
学識経験者、関係団体の代表者等により構成される操業状況等把握システム開発検討委員会を開催し、操業状況等把握システム開発計画の検討及び策定を行う。
- 2 操業状況等把握システム開発事業
1により策定された操業状況等把握システム開発計画に基づき、操業状況等の把握に必要なシステムの開発を行う。
- 3 操業状況等把握システム保守管理等事業
2により開発されたシステムを活用して、操業状況等の情報入手及び取りまとめを行う。
また、システムが當時正常に稼働するよう、必要な保守管理やシステム改修を行う。

第47条 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- 1 操業状況等把握システム開発計画検討委員会の開催に要する経費
- 2 操業状況等の把握に必要な機器の整備等に要する経費
- 3 操業状況等の情報入手及び取りまとめに要する経費
- 4 操業状況等把握システムの保守点検やシステム改修に要する経費
- 5 その他財団が必要と認める経費

第48条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第5-1号により、事業実施計画承認申請書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第9号により水産庁長官に協議しなければならない。

第49条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第5-2号により財団に交付申請を行うものとする。
- 2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第50条 助成金の概算払い

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第5-3号により財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第51条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、別記様式第5-4号により事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第10号により水産庁長官へ報告するものとする。

第6節 操業安全対策事業

第52条 財団による助成

財団は、操業安全対策事業（以下第2章第6節において「事業」という。）の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

第53条 事業実施者

事業実施者は、沖縄県に住所を有する漁業協同組合及び水産庁長官が適当と認めた者とする。

第54条 事業の委託

- 1 事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 事業実施者は、1の委託を行う場合には、あらかじめ財団の承認を受けるものとする。

第55条 事業の内容

日台漁業取決め水域等で操業する沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等を行うものとする。

第56条 助成対象経費

安全操業の確保のために必要な機器の整備等に要する経費。

第57条 事業実施計画

- 1 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
- 2 財団は、1の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知別記様式第10-1号により水産庁長官に協議しなければならない。

第58条 助成金の交付申請

- 1 事業実施者は、助成金の交付を受けようとするときは、財団に交付申請を行うものとする。

- 2 財団は、1により交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

第59条 助成金の概算払い

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
- 2 事業実施者は、助成金の概算払いを受けようとするときは、財団に請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

第60条 事業実績の報告

- 1 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第10-2号により水産庁長官に報告するものとする。

第3章 漁業振興対策

第1節 沖縄産水産物流通促進事業

第61条 財団による助成

- 1 沖縄産水産物の目詰まり解消を図るために、財団は、目詰まり解消の実証を行う取組に対して、対象経費の1/2を上限として助成するものとする。

第62条 事業の内容及び事業実施者

財団が、目詰まり解消の実証を行う取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の1、2に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる目詰まり解消プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に対して、助成金を交付するものとする。また、プロジェクトの実証内容や結果については、実績報告等を基に、別途財団が助成要領にて指定する方法により公表するものとする。

1 事業実施者

事業実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者とする。

2 プロジェクトの要件

この事業の支援対象となるプロジェクトの要件は、以下の（1）及び（2）を満たし、かつ（3）又は（4）のうち1つ以上を満たすこととする。

- (1) 目詰まり解消の実証を行う取組であること
- (2) 実証効果が十分な取組であること
- (3) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち1つ以上において新規性や先進性を有していること

- (4) 消費地のニーズ把握、産地情報の共有、販路開拓支援、沖縄産水産物を普及するための研修・セミナー等を実施する取組であること

第63条 手続

1 助成要領の作成

財団は、事業開始後速やかに沖縄産水産物流通促進事業助成要領及び申請様式を作成し、運用通知別記様式第11号により水産庁長官の承認を得なければならない。

2 目詰まり解消プロジェクト計画の承認

- (1) プロジェクト実施者は、別途財団の定める様式により目詰まり解消プロジェクト計画書（以下「計画書」という。）を作成し、財団に提出するものとする。
- (2) 財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知別記様式第12号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 承認されたプロジェクト実施者は、別途財団の定める様式により財団に対し助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、プロジェクト実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

3 助成金の概算払

プロジェクト実施者は、概算払いを受けようとする場合には、別途財団の定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

第64条 助成対象経費

以下の1から11のうち、プロジェクトに必要と認められる実証の範囲の経費を助成対象経費とする。

なお、運用通知の第3の3-1-(2)ア・イに定める事業の補助金の交付を受けているプロジェクトは、助成を実施しない。

1 水産物の加工のために必要な機器、資材に要する経費

（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）

2 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材に要する経費

（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）

3 水産物の買取に要する借入金の金利

（水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

4 水産物の販売受託に要する借入金の金利

（水産物の仮払代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後7日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

5 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

（水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等）

- 6 加工経費
(一次加工等に要する経費)
- 7 運送経費
- 8 ニーズ調査、販路開拓、研修、セミナー、商談会等の実施に必要な経費
- 9 産地市場に設置する放射能測定機器に要する経費
- 10 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費
- 11 その他、プロジェクトの実行のために水産庁長官が必要と認めた経費

第65条 事業実績の報告

事業実績の報告及び助成金の精算払

- 1 事業実施者は、事業終了後遅滞なく、別途財団の定める様式により実績報告書を作成し、財団に提出するとともに、別途財団が定める様式による精算払請求書により、財団に助成金の交付を申請するものとする。
- 2 財団は、実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、事業実施者に対して助成金を支払うものとする。
- 3 財団は、1による報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第13号により遅滞なく水産庁長官に報告するものとする。

第66条 機器等の管理について

事業実施者は、この事業により取得した機器等や、助成対象の経費については、財団による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

第2節 漁業経営安定対策事業

第1項 施設整備等利子助成事業

第67条 財団による助成

財団は、日台漁業取決めの影響を受ける漁業者及び漁業協同組合が借り入れる資金に対し、利子助成金を定額で助成することができるものとする。

第68条 助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、平成26年2月6日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの（以下「助成対象者」という。）とする。なお、1の確認及び証明にあっては運用通知別記様式第14号により、2の確認及び証明にあっては運用通知別記様式第15号により、3の承認にあっては運用通知別記様式第16号により、それぞれ申請するものとする。

- 1 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、取決め適用水域等における漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁

獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者（漁業を営む法人を含む。）

- 2 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、1に該当する者の操業による漁獲物の取扱量又は取扱金額のいずれかが当該事業年度における漁獲物の総取扱量又は総取扱金額の10%以上を占めている旨の沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業協同組合
- 3 1又は2に掲げる者のか、第4条により財団が設置する事業検討委員会において、その漁獲量若しくは漁獲金額又は漁獲物の総取扱量若しくは総取扱金額について日台漁業取決めによる影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

第69条 資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に掲げるものとする。

1 設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、新たな漁場に適応するための設備等を導入するための設備資金

2 運転資金

助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

第70条 融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- 1 助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金 8千万円
- 2 助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金 1千万円
- 3 助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金 1億円

第71条 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

1 設備資金

償還終了までの期間又は貸付けの日から5年（漁船関係資金にあっては10年）のいずれか短い期間

2 運転資金

償還終了までの期間又は貸付けの日から1年のいずれか短い期間

第72条 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

- 1 設備資金
利子相当額又は年利率 4 %として算定した額のいずれか低い額
- 2 運転資金
利子相当額の 1 / 2 に相当する額又は年利率 4 . 5 %として算定した額の 1 / 2 に相当する額のいずれか低い額

第 7 3 条 助成の実施

1 助成規程

財団は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する資金に対する利子助成金の助成に関する規程（以下「助成規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

2 助成申請

利子助成金の助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、助成規程の定めるところにより、利子助成金助成申請書を作成し、この事業の利子助成の対象となる資金を融通した融資機関を経由して財団に提出するものとする。

3 申請の承認

財団は、申請者が少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ適正な事業運営が行われると認められる者である場合において、利子助成金の助成申請を承認し、助成規程の定めるところにより、その旨を当該申請に係る資金を融通した融資機関に通知するものとする。

第 7 4 条 利子助成金の助成

- 1 融資機関は、助成規程の定めるところにより、申請者が受け取る利子助成金を取り纏め、財団に請求するものとする。
- 2 財団は、助成規程の定めるところにより、1 の請求に基づき利子助成金を支払うものとする。

第 7 5 条 利子助成金の助成の中止及び返還

財団は、申請者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認められるときは、助成規程の定めるところにより、利子助成金の助成を停止し、又は既に助成した利子助成金の全部若しくは一部について、申請者から返還させることができるものとする。

- 1 融資機関との金銭消費貸借契約、当座勘定取引契約又は当座貸越契約を解約・解除した場合
- 2 事業を中止した場合
- 3 助成対象者に該当しなくなった場合
- 4 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合も含む）
- 5 助成規程の定めるところにより財団が求めた報告を怠り、若しくはその調査を拒み、又は申請者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていた場合

第76条 事業の申請期間

この事業の申請期間は、平成26年2月6日から令和11年3月31日までとする。

第77条 報告

財団は、水産庁長官に対し第73条の3の承認実績を毎月報告するとともに、毎事業年度終了後遅滞なく、運用通知別記様式第17号による報告を行うものとする。

第78条 事業の委託

- 1 財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 財団は、1の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

第2項 特別保証対策事業

第79条 財団による助成

財団は、第69条に掲げる資金を借り入れる助成対象者である漁業者に対し、全国漁業信用基金協会沖縄支所（以下「基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保の徴求は融資対象物件のみとするものに関して、当該保証の引受け実績に応じ代位弁済後に見込まれる求償権の回収金減少見合額について基金協会に対し助成金を定額で交付するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対し交付金を定額で交付するものとする。

第80条 事業の委託

- 1 財団は、特別保証対策事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
- 2 財団は、1の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

第81条 事業の内容

基金協会が引き受ける保証は、以下の要件を満たすものとする。

1 保証対象者

助成対象者である漁業者であって、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等に該当する者とする。

2 保証対象資金

基金協会が保証することができる資金のうち次に掲げる資金であって、信用基金の保険に付された資金であること。

（1）第69条の1に規定する設備資金

（2）第69条の2に規定する運転資金のうち、漁業者が借り入れるもの

3 担保及び保証人の徴求

担保及び保証人の徴求については、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 融資対象物件以外の物件について新たな担保の徴求を行わないこと。

(2) 新たな保証人及び連帯保証人の徴求を行わないこと。

4 求償権の回収

物件からの求償権の回収については、融資対象物件からの回収に限定すること。

5 保証の限度額

保証の限度額については、全国漁業信用基金協会業務方法書第6条第1項に規定する保証最高限度額の範囲内のものであること。ただし、第69条の1に規定する設備資金に係る保証の限度額については8千万円又は同条に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、第69条の2に規定する運転資金のうち漁業者が借り入れるものに係る保証の限度額については1千万円又は同条に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とする。

6 保証引受期間

基金協会が保証を引き受ける時点が、平成26年2月6日から令和11年3月31日までであること。

7 利用者出資

1から6までに該当する保証を受けるため、新たな利用者出資は必要としないものとすること。

第82条 助成対象経費

基金協会が財団から受けた助成金は、次に掲げる経費に使用するものとする。

1 事業直接費（納付準備金繰入を除く）

2 事業管理費

(1) 役員報酬

(2) 給与手当

(3) 法定福利費

(4) 賞与引当金繰入

(5) 退職給付引当金繰入

(6) 旅費交通費

(7) 施設費

(8) 減価償却費

第83条 助成の実施

1 財団は、基金協会に対し、毎年度、次に定めるところにより助成金を交付するものとする。

なお、「基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（基金協会負担分）」については、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（ただし、第81条の6の保証受付期間に限る。）に引き受けた保証の引受累計額から信用基金が特別保証対策事業により引き受けた保険金額（基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額に一定の率（中小漁業融資保証法第69条6項の一定の率をいう。）を乗じて得た

金額をいう。以下同じ。) を除いた額を用いるものとする。

(1) 設備資金

$$\left[\begin{array}{l} \text{基金協会が特別保証対策} \\ \text{事業により引き受けた保証額} \\ (\text{基金協会負担分}) \end{array} \right] \times 6.8\% \times 0.9$$

(2) 運転資金

$$\left[\begin{array}{l} \text{基金協会が特別保証対策} \\ \text{事業により引き受けた保証額} \\ (\text{基金協会負担分}) \end{array} \right] \times 6.8\% \times 0.9$$

- ア 極度貸付資金にあっては、「基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（基金協会負担分）」に代えて、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（ただし、第81条の6の保証受付期間に限る。）における貸付金の平均残高を用いるものとする。
- イ 保証引受時の保証期間（保証契約を変更した場合は、変更後の保証期間）が6ヶ月以下の資金に係る保証にあっては、「基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（基金協会負担分）」に代えて、当該保証額に1／2を乗じて得た額を用いるものとする。

2 財団は、信用基金に対し、毎年度、次に定めるところにより交付金を交付するものとする。

(1) 設備資金

$$\left[\begin{array}{l} \text{信用基金が特別保証対策事業} \\ \text{により引き受けた保険金額} \end{array} \right] \times 6.8\%$$

(2) 運転資金

$$\left[\begin{array}{l} \text{信用基金が特別保証対策事業} \\ \text{により引き受けた保険金額} \end{array} \right] \times 6.8\%$$

第84条 報告

1 報告

- (1) 基金協会は、事業開始後の特別保証対策事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、運用通知別記様式第18号により、各四半期末の翌月末までに、財団に報告するものとする。
- (2) 信用基金は、事業開始後の特別保証対策事業による保険の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、運用通知別記様式第19号により、各四半期末の翌々月末

までに、財団に報告するものとする。

- (3) 財団は、(1) 又は(2)の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に対し報告するものとする。

2 助成金の交付等

- (1) 基金協会は、財団に対し、第81条の6の保証引受期間において、毎年度、第84条の1の(1)に基づく第4四半期の報告に付して、別記様式第6-1号により、第83条の1により算出される助成金の交付を請求するものとする。
- (2) 信用基金は、財団に対し、第81条の6の保証引受期間において、毎年度、第84条の1の(2)に基づく第4四半期の報告に付して、別記様式第6-2号により、第83条の2により算出される助成金の交付を請求するものとする。
- (3) 財団は、(1)及び(2)の請求書を審査の上、助成金又は交付金の支払いを行うものとする。

第85条 その他

基金協会が特別保証対策事業による保証を引き受け、当該保証に関して信用基金からの保険金支払による損失の補填を受ける場合における基金協会から信用基金への通知等の手続については、信用基金が別に定めるものとする。

第3節 漁業共済掛金助成事業

第86条 用語の定義

漁業共済掛金助成事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 「漁協一括契約」とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下この項目において「漁災法」という。）第105条第1項第2号ロを被共済者とする共済契約をいう。
- 2 「漁業者集団契約」とは、漁災法第105条第1項第2号ハを被共済者とする共済契約をいう。
- 3 「共済掛金」とは、漁災法第23条の規定に基づき、組合が規定する共済規程（以下この項目において「共済規程」という。）の定めるところにより、共済契約で定める金額をいう。
- 4 「共済団体」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所及び全国漁業共済組合連合会をいう。
- 5 「国庫補助額」とは、漁災法第195条の規定及び漁業共済資源管理等推進特別対策事業（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）の第3の1の(1)に規定された事業をいう。）に基づき国が共済契約者に補助した金額をいう。
- 6 「組合」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所をいう。
- 7 「連合会」とは、全国漁業共済組合連合会をいう。
- 8 「共済責任期間」とは、漁災法第109条第1項の規定に定める期間をいう。

第87条 事業の内容

財団が、外国漁船の操業による影響を受けている海域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

第88条 事業の実施

1 漁業共済掛金助成事業の対象等

この事業により漁業共済掛金助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行い、かつ以下の（1）又は（2）のいずれかに該当し（3）に該当する共済契約者とする。なお、（1）の沖縄県知事の確認、又は（2）の水産庁長官の承認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

- (1) 日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、取決め適用水域等における共済契約に係る漁獲量又は漁獲額（以下この項目において「漁獲実績」という。）が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10%以上を占めている（漁協一括契約及び漁業者集団契約において、構成員個々における日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年の事業年度のうち、取決め適用水域等の共済契約に係る漁獲実績が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10%以上を占めている年度がない者が含まれる場合を除く。）旨の、共済契約者の所属漁業協同組合、所属漁業協同組合連合会又は所属業種別団体の長（やむを得ない場合には、市町村長）の証明及び当該証明についての沖縄県知事の確認を受けた者（証明及び確認は運用通知別記様式第20号による。）
- (2) 漁業共済区分の2号漁業（定置網を除く）に加入しており、かつ次の（4）又は（5）の海域を主な操業海域とする者であり、第4条により財団が設置する事業検討委員会において日台漁業取決めの実施により相当の影響を受ける者として助成対象者とすることが特に必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者の主たる操業海域が要件に合致する海域であることを証する書面を添付の上、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明及び、沖縄県知事の確認を得て、組合又は連合会を経由して特認承認申請書を財団へ提出するものとする。
- (3) 助成対象者が運用通知の第3の2-6に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていない者。
- (4) ア及びイのいずれにも該当する海域
 - ア 日台漁業取決めに基づき、我が国排他的経済水域内において外国漁船の操業が認められた海域及びその隣接する海域であって、漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域
 - イ 取決め適用水域等における漁場競合の結果、従来行っていた取決め適用水域等での操業を縮小し、我が国排他的経済水域内で操業を行う漁船が増加したことから、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域
 - (5) 日台漁業取決めに基づき、台湾の排他的経済水域内で我が国漁船が操業している海域であって、操業が制限されるおそれがある海域及び、操業を制限されたことに

より、台湾の排他的経済水域内で操業を縮小し、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

第89条 外国漁船の操業や航行に関する情報提供

- 1 助成対象者は、当該事業年度中に発見した外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具に関する情報を、毎事業年度終了後遅滞なく運用通知別記様式第21号により、組合に報告するものとする。
- 2 助成対象者は、違法操業の疑いがある外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具を発見した場合には、直ちに管轄する内閣府沖縄総合事務局等へ通報するものとする。

第90条 漁業共済掛金助成金の交付

- 1 交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、別表5の助成率を乗じた額とする。

別表5

区 分	助 成 率
第3節の第88条の1の(1)に規定する割合が10%以上30%未満の者	1／3以内
第88条の1の(1)に規定する割合が30%以上の者	1／2以内
第88条の1の(2)に規定する者	
・50トン未満漁船漁業	1／3以内
・50トン以上100トン未満漁船漁業	2／5以内
・100トン以上漁船漁業	1／2以内

- 2 助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。
- 3 2の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会に交付することができるものとする。
- 4 組合又は連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を別記様式第7-1号により財団に提出するものとする。これを変更しようとするときは、別記様式第7-2号により計画変更承認申請書を財団に提出するものとする。
- 5 財団は、4の申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金助成交付金（以下「交付金」という。）を交付することが適當かどうかを審査した上で、当該申請者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。
- 6 財団は、5の決定を行う場合は、あらかじめ、運用通知別記様式第22号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

第91条 事業の状況報告

- 1 組合又は連合会は、毎事業年度、当該事業年度の12月末現在において、当該事業

の遂行状況を、別記様式第7－3号により、その翌月末日までに財団に報告するものとする。

2 財団は、1の報告があった場合は、運用通知別記様式第23号により水産庁長官に報告するものとする。

第92条 漁業共済掛金助成金の支出

- 1 財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。
- 2 組合又は連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、別記様式第7－4号により概算払請求書を財団に提出するものとする。財団は、当該請求書につき交付金を支出することが適當かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し概算払いを行うものとする。
- 3 組合又は連合会は、毎事業年度終了後遅滞なく、別記様式第7－5号により交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副2部並びに第88条の1に定められた証明書及び第89条の1に定められた報告書を財団に提出するものとする。
- 4 組合又は連合会は、3の交付実績報告書を財団への請求書に代えることができるものとする。
- 5 財団は、3の報告があった場合には、当該報告につき交付金を支出することが適當かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。
- 6 組合又は連合会は、第88条の1の漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下「助成対象契約」という。）において、漁災法第90条第2項、第91条第4項、第92条第2項及び第113条の2第7項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。

第93条 事業実績の報告

財団は、第92条の3の報告及び4の精算があった場合は、運用通知別記様式第24号により水産庁長官に報告するものとする。

第94条 漁業共済掛金助成金の返還

財団は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金助成金の交付を受けたときは、漁業共済掛金助成金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。

第95条 帳簿及び証拠書類

共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間保管するものとする。

第96条 事務の委託

- 1 財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。
- 2 財団は、1の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

第4節 再編整備等推進支援事業

第97条 事業の内容

財団が、日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために第99条で規定する事業実施機関が次の事業を実施するために造成する事業資金の一部について定率で助成するものとする。

- 1 再編整備支援事業
- 2 魚種転換等支援事業

第98条 事業の対象者

この事業の対象となる漁業（以下「減船等対象業種」という。）及び漁業者（以下「減船等対象者」という。）は、次のとおりとする。

- 1 「減船等対象業種」は、取決め適用水域を操業区域とし、農林水産大臣の許可を必要とする漁業（以下「大臣許可漁業」という。）及び沖縄県知事の許可を必要とする漁業（以下「知事許可漁業」という。）のうち、許可する漁船隻数の最高限度が定められているもの又はこれを定める予定のある漁業であって、第100条に定める事業（以下「減船等」という。）の取組の対象となる漁業（魚種転換等支援事業の場合については、従前の業種）とする。
- 2 「減船等対象者」は、日台漁業取決めの影響を踏まえ、減船等の取組を行う減船等対象業種を営む沖縄県内に住所を有する漁業者（その者が法人の場合については、その主たる事務所の所在地が沖縄県内であるもの）であって、（1）の要件に該当し、かつ（2）～（4）の要件のいずれかに該当することの証明を当該漁業者が所属する漁業協同組合等の長により受けた者とする（証明は、別記様式第8-1号による。）。ただし、次のいずれにも該当しない者であって、第4条により財団が設置する検討委員会において、日台漁業取決めの実施により漁業経営に相当の影響を受けるものとして、減船等対象者とすることが特に必要であると認められた漁業者であって、水産庁長官の承認を受けた者は、この限りではない（承認申請は、別記様式第8-2号による。）。（1）日台漁業取決めが交わされる前の直近3か年のいずれかの事業年度において、減船等対象業種に係る取決め適用水域における漁獲量又は漁獲金額が当該事業年度における当該漁業者の減船等対象業種に係る総漁獲量又は総漁獲金額の10%以上を占めている者（2）（1）に該当する者であって、第100条の1の（1）のアに定める減船により漁業の維持を図ろうとするもの（3）（1）に該当する者であって、第100条の1の（1）のイに定める漁船の小型化により漁業の維持を図ろうとするもの（4）（1）に該当する者であって、第100条の2の（1）に定める魚種又は業種の転換により漁業の維持を図ろうとするもの

第99条 事業実施機関

この事業の事業実施機関は、第3条の3に規定する事業実施者のうち減船等対象者が所属する次のいずれかに該当する機関とする。

- 1 漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
- 2 法人格を有しない団体であって、代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を定めた規約を有し、第102条に規定する事業計画を確実かつ適正に実行することが客観的に認められるもの

第100条 事業実施機関の行う事業の内容

1 再編整備支援事業

(1) 「再編整備支援事業」とは、次の事業をいう。

ア 減船

減船の対象となる漁船（以下「減船対象漁船」という。）について、売却（販売先の漁業者が使用する漁場の資源管理への影響や当該漁船が輸出され我が国の資源・操業に影響が生じない場合に限る。）による処分ができず、（ア）に定める処分又は譲渡の方法によるスクラップ処分等（以下「漁船のスクラップ処分等」という。）を行った者又は減船対象漁船を取得し、かつその代替漁船（減船対象漁船と同一の業種で使用されている漁船であって、当該減船対象漁船より船齢が高く、かつ当該減船対象漁船の代替として漁船のスクラップ処分等を行うものをいう。）について漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から、不要漁船処理対策助成金を交付するものとする。

また、減船対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等に伴い不要となる使用中の漁具について、（イ）に定める処分又は譲渡の方法によるスクラップ処分等（以下「漁具のスクラップ処分等」という。）を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から、不要漁船・漁具処理対策助成金を交付するものとする。

（ア）「漁船のスクラップ処分等」は、次に掲げる処分又は譲渡とする。

- a 漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分
- b 国、地方公共団体又は漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分
- c その漁船を使用して漁業を営もうとする漁業者（東北地方太平洋沖地震に伴う津波により漁船を失った漁業者（以下「被災漁業者」という。）に限る。）又はその漁船を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡

（イ）「漁具のスクラップ処分等」は、次に掲げる処分又は譲渡とする。

- a 漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分
- b その漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又はその漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡

イ 漁船の小型化

漁船の小型化（次の（ア）又は（イ）に定めるものに限る。以下同じ。）の対象となる漁船（以下「小型化対象漁船」という。）について、漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から不要漁船処理対策助成金を交付するものとする。

また、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等に併せて不要となる使用中の漁具について、漁具のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から不要漁船・漁具処理対策助成金を交付するものとする。

- (ア) 減船等対象業種のうち、総トン数階層区分別の許可隻数が定められている漁業又はこれを定める予定のある漁業であって、減船等対象者が、その許可を受けている漁船の総トン数が属する総トン数階層区分より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化（当該漁船と同一の総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けようとする者が、一時的に当該漁船より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合を除く。）
- (イ) 減船等対象者が、減船等対象業種を変更することなく、漁獲努力量をおおむね2割以上縮減する漁法の転換（以下「漁法の転換」という。）又は附属船（まき網漁業等における運搬船若しくは魚探船（灯船を含む。））であって許可船舶ごとに附属船の隻数の最高限度が定められているもの又はこれを定める予定のあるものに限る。以下同じ。）の縮減を行い、当該漁業の許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化
- (2) (1) のア及びイの事業は、第102条に規定する同一の事業計画で併せて行うことができるものとする。

2 魚種転換等支援事業

- (1) 「魚種転換等支援事業」とは、次の事業をいう。
- ア 漁具又は漁ろう設備の取得又は設置
魚種又は業種の転換（漁獲対象魚種又は業種の転換であって、転換後の漁業を3年以上の間継続するもの。以下同じ。）をするために必要な漁具又は漁ろう設備を取得又は設置した者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から魚種転換等支援助成金を交付するものとする。
- イ 不要漁具のスクラップ処分等
魚種又は業種の転換により不要となる使用中の漁具（魚種又は業種の転換により廃業する転換前の業種に係るものに限る。）について、漁具のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から魚種転換等支援助成金を交付するものとする。
- (2) (1) のア及びイの事業は、第102条に規定する同一の事業計画で併せて行うことができるものとする。
- (3) 魚種転換等支援事業の対象となった漁船については、魚種転換等支援助成金の交付申請を行った年度から3年度の間、1に規定する再編備支援事業の対象としない。

第101条 事業実施についての事前相談

事業実施機関は、所属する減船等対象者に減船等の実施要望があり、事業を実施しようとする場合には、事業を適切かつ円滑に進めるため、事業の対象とする減船等対象業種に応じて、沖縄県水産課及び水産庁漁業調整課に減船等の目的及び内容並びに減船実施基準日等について事前に相談するものとする。

第102条 事業計画の作成

事業実施機関は、再編整備等推進支援事業を実施しようとするときは、運用通知別記様式第25号又は第26号により再編整備等推進支援事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、1及び2の手順により水産庁長官へ提出し、その承認を得なければならない。これを変更するときも、提出の手順については同様とする。

なお、事業計画書に添付を要する書類については、各様式に定めるもののほか別記様式第8-1号による再編整備等推進支援事業対象者証明書又は別記様式第8-2号による再編整備等推進支援事業承認申請書とその承認書の写し、及び別記様式第8-3号による事業実施者一覧とする。

また、事業計画の承認後において、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船が事故等により航海に堪えられなくなった場合は、当該漁船を事業計画から削除し、当該事業計画の変更を行うものとする。

- 1 事業実施機関は、事業計画に必要書類を添付の上、財団の代表者に提出するものとする。
- 2 財団の代表者は、1の事業計画の提出を受けたときは、その内容を確認の上、当該事業計画を水産庁長官に提出するものとする。この場合、当該事業計画が大臣許可漁業のみに係る場合以外の場合については、沖縄県知事を経由して水産庁長官へ提出（沖縄県知事は当該事業計画に係る意見書を添付）するものとする。

第103条 事業計画の承認

水産庁長官は、事業実施機関が提出した事業計画につき、その事業の区分ごとに次の要件が満たされていると認め、かつ日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備を円滑に推進する上で必要と認める場合には、当該事業計画を承認し、当該事業計画書の写しを財団の代表者及び沖縄県知事に送付するものとする。当該事業計画の変更について承認するときも同様とする。

1 再編整備支援事業及び魚種転換等支援事業の共通要件

- (1) この事業による減船等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。）第6条の規定に基づく整備事業によるものである場合には、当該整備事業に係る整備計画が農林水産大臣により適當である旨の認定を受けていること。
- (2) 事業計画に参加する漁業者の数及び当該事業の実施の状態からみて日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備が的確に実施されると認められること。
- (3) この事業によるもののか、事業計画に関して、国からの補助金等の交付を受けていないこと。

2 再編整備支援事業の特別要件

(1) 再編整備支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、ア及びイの要件を満たし、再編整備支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

ア 再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等又は漁具のスクラップ処分等を行う者が受け取る不要漁船処理対策助成金及び不要漁船・漁具処理対策助成金の額は、第104条の2で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。この場合において、当該助成金の額が第104条の2で定める算定方法によって得られる額を下回るときは、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾していること。

イ 事業計画に参加する減船等対象業種を営む漁業者であって、減船により当該業種から退出する者以外のもの（以下「残存漁業者」という。）又は漁業協同組合、漁業団体、地方公共団体等（以下「残存漁業者等」という。）による事業実施機関の事業資金の造成に係る負担について、負担者、負担金額の総額及び各残存漁業者の負担金額が、次の全ての要件を満たしていること。

(ア) 残存漁業者等の事業資金の造成に係る負担者、負担金額の総額及び各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者の全部又は代表者が参加する、総会、協議会等の場で決定されたものであること。

(イ) 原則として、全ての残存漁業者が負担を行うとともに、各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額であること。

ただし、原則によりがたい場合であっても、減船等を実施する者が残存漁業者等に該当する場合、減船等を実施する者以外の残存漁業者も助成金を負担することとし、減船等を実施する者の負担金額は、事業資金の造成に係る負担を行う残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額を上限とすること。

(ウ) 事業実施機関等の団体が残存漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける場合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の4第2項において規定する信用事業（以下「信用事業」という。）によるものを除く。）については、その団体の総会、協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。

(2) 単に減船等を行う者の負債対策のみを目的として行われるものではないこと。

3 魚種転換等支援事業の特別要件

(1) 魚種転換等支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、ア及びイの要件を満たし、魚種転換等支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

ア 魚種又は業種の転換をする者が受け取る魚種転換等支援助成金の額は、第104条の2で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。この場合において、当該助成金の額が第104条の2で定める算定方法によって得られる額を下回るときは、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾していること。

イ 事業計画に参加する減船等対象業種を営む漁業者及び漁業協同組合、漁業団体、

地方公共団体等（以下「漁業者等」という。）による事業実施機関の事業資金の造成に係る負担について、負担者、負担金額の総額及び事業計画に参加する各漁業者の負担金額が、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 漁業者等の事業資金の造成に係る負担者、負担金額の総額、事業計画に参加する各漁業者の負担金額は、事業計画に参加する漁業者の全部又は代表者が参加する、総会、協議会等の場で決定されたものであること。
 - (イ) 事業実施機関等の団体が事業計画に参加する漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける（信用事業によるものを除く。）場合は、その団体の総会、協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。
- (2) 魚種又は業種の転換による転換後の業種等における船舶の隻数の増加等について特段問題のないものと認められること。

第104条 財團から事業実施機関へ交付する事業資金助成金の基準

財團は、交付等要綱第6第1項により造成した基金の範囲内において、事業実施機関に対し、事業実施機関が第100条の1又は2の事業を実施するために造成する事業資金（2に定める算定方法によって得られる額の範囲内とする。）につき、第100条の1又は2の事業の区分ごとに2に掲げる算定方式によって得られる額に1に掲げる割合を乗じた額を事業資金助成金として助成するものとする。

1 助成割合

- (1) 再編整備支援事業
 - ア 大臣許可漁業 2／3以内
 - イ 知事許可漁業 1／2以内
- (2) 魚種転換等支援事業 1／2以内

2 算定方法

- (1) 再編整備支援事業
 - ア 不要漁船処理対策助成金

再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格とし、次の算式により算定される額とする。

また、この算式におけるそれぞれの値は、（ア）から（エ）までによるものとする。

なお、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を第100条の1の（1）のアの（ア）のcに定める譲渡の方法によって行う場合については、算定される額から当該譲渡によって得た金額を控除した額とする。

$$\text{漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格} = W \times A \times B \times C$$

(ア) Wは、当該漁船の総トン数の数値（漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数）とする。

(イ) Aは、当該漁船の運用通知別表4に定める基準単価（漁船の小型化の場合につ

いては、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準単価。以下同じ。) とする。ただし、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船について、該当する基準単価の記載がない場合又は船質が軽合金等であって運用通知別表4に定める当該漁船の新船建造価格が不明な場合については、事業実施機関は、第102条の規定により承認を得ようとする際に、当該漁船に係る額の算定の方法について水産庁長官と協議するものとする。

(ウ) Bは、当該漁船の経過年数(当該漁船の船齢が当該業種の全登録漁船の平均船齢又は11年(当該漁船が木船である場合については7年。以下同じ。)より低い場合については、当該平均船齢又は11年のいずれか高いもの)に応じた運用通知別表5に定める時価現有率(漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の時価現有率)とする。ただし、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の経過年数について該当する時価現有率の記載がない場合は、事業実施機関は、第102条の規定により承認を得ようとする際に、当該漁船に係る額の算定の方法について、水産庁長官と協議するものとする。

(エ) Cは、それぞれの場合において次のとおりとする。

a 第100条の1の(1)のイの(ア)の場合については、次の算式により算出して得た値とする。

$$\text{漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数} - \text{小型化後に使用する漁船の総トン数}$$

$$-----$$

$$\text{漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数}$$

b 第100条の1の(1)のイの(イ)のうち、漁法の転換による場合にあっては、水産庁長官と協議した漁法の転換による漁獲努力量縮減率とし、附属船の縮減の場合にあっては0.9とする。

c a及びbのいずれにも該当しない場合については、1とする。

イ 不要漁船・漁具処理対策助成金

アで算出される額と次の算式により算定される再編整備支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格(再編整備支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を第100条の1の(1)のアの(イ)のbに定める譲渡の方法によって行う場合については、算定される額から当該譲渡によって得た金額を控除した額。以下同じ。)との合計額とする。

$$\text{漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格} = \text{漁具購入額} \times 2/3$$

(2) 魚種転換等支援事業

ア 魚種転換等支援助成金

(ア) 漁具又は漁ろう装置の取得又は設置

漁具又は漁ろう装置の取得又は設置に実際に要した額とする。

(イ) 不要漁具のスクラップ処分等

(1)のイの算定方法により算出した魚種転換等支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格の額とする。

第105条 事業実施機関における事業資金の造成

事業実施機関は、水産庁長官の承認を受けた事業計画に従い、この事業に係る漁船のスクラップ処分等、漁具又は漁ろう設備の取得又は設置等を行った者への不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金の交付に充てるため、次により事業資金を造成するものとする。

- 1 事業資金の造成は、第104条の2に定める算定方式によって得られる額を基準として、次の割合を乗じた額により、沖縄県、事業実施機関及び残存漁業者等の負担金並びに財団からの事業資金助成金をもって行うものとする。

(1) 再編整備支援事業

ア 大臣許可漁業

(ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合

(イ) 財団 2／3以内

イ 知事許可漁業

(ア) 残存漁業者等 減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合

(イ) 沖縄県 1／3

(ウ) 財団 1／2以内

(2) 魚種転換等支援事業

ア 漁業者等 1／2以上

イ 財団 1／2以内

- 2 減船等の対象となる業種の1割以上が減船等に取り組む場合又は魚種転換等支援事業の場合については、1の規定にかかわらず、沖縄県、残存漁業者等又は漁業者等の負担割合を変更することができるものとする。

- 3 事業実施機関は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

第106条 財団から事業実施機関への事業資金助成金等の交付

- 1 事業実施機関は、事業計画について水産庁長官の承認を得た上で、第100条の1又は2の事業を実施するための事業資金を造成するため、財団から事業資金助成金の交付を受けようとするときは、運用通知別記様式第27号により事業資金助成金交付申請書を作成し、これに第100条の1又は2によりこの事業に係る漁船のスクラップ処分等、漁具又は漁ろう設備の取得又は設置等を行った者が作成した運用通知別記様式第28号、第29号又は第30号による助成金交付申請書を添付の上、財団に提出しなければならない。なお、助成金交付申請書に添付を要する書類については、各様式に定めるものほか別記様式第8-1号による再編整備等推進支援事業対象者証明書又は別記様式第8-2号による再編整備等推進支援事業承認申請書とその承認書の写しとする。

- 2 財団は、1の事業資金助成金交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認めるときは、当該事業実施機関に対し、事業資金助成金の交付を行うものとする。

- 3 事業実施機関は、財団から交付を受けた事業資金助成金、沖縄県、事業実施機関、

残存漁業者等による負担金等により、事業資金を造成した後、1の助成金交付申請書に基づき、それぞれ不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金を交付するものとする。

第107条 事業実績の報告

- 1 事業実施機関は、事業終了後遅滞なく、運用通知別記様式第36号により事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。
- 2 財団は、1の事業実績報告書の提出があった場合は、運用通知別記様式第37号により水産庁長官に報告するものとする。

第108条 事業資金助成金の返還

財団は、事業実施機関が不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金の交付を全て終了した場合において、この事業に係る事業資金に残額が生じたときは、当該事業実施機関に対し、事業資金の収支及び残額等につき財団に報告させるとともに、当該残額のうち財団が事業実施機関に交付した事業資金助成金に相当する金額を財団に返還すべきことを命ずるものとする。

第109条 事業の委託

財団は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、あらかじめ、水産庁長官の承認を受けて、当該事業に係る事務の一部を第三者に委託することができるものとする。

第4章 漁業環境整備の推進

第1節 海岸清掃等活動支援事業

第110条 財団による助成

財団は、事業実施者（以下「活動組織」という。）に対して、財団が海岸清掃等活動支援事業（以下「支援事業」という。）に要する経費を定額で助成するものとする。

第111条 事業内容

漁業者等が漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対し支援を行うものとする。

第112条 助成の対象経費

支援事業の助成金の対象となる活動（以下「活動項目」という。）は、別表6に掲げるものとする。

第113条 活動組織

この事業の活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 本対策の趣旨を踏まえ、活動組織の構成員として漁業者以外の者の参加を積極的に受け入れること。
- 2 効果的に活動を実施できる区域を基本として地域の実情に応じて構成されていること。
- 3 次に掲げるすべての事項を活動組織の規約（以下「規約」という。）として定めていること。なお、規約は、運用通知別記様式第38号を参考に作成するものとする。
 - (1) 活動の目的、構成員、合議方法その他組織運営に必要な事項を定めていること。
 - (2) 活動の対象とする内容が別表6に掲げる活動項目であること。
- 4 活動計画は運用通知別記様式第39号を参考に作成するものとする。

第114条 助成の実施

支援事業の助成金の助成額は、別表6の単価表から算出した助成金額を合計した額とする。

なお、財団は、助成の実施に当たって、本事業と類似する他の国の事業と重複して実施しない様、事前に調整することとする。

別表6

活動項目	活動内容	活動規模	単位	交付単価
海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理（漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物等処理費用）	重機リース代	1	台/回	32,000
	清掃資材費	1	式/回	15,000
	ゴミ処理費用	1	回	100,000
	運搬費（4トン車使用1台（運転手人件費込み）及び海上輸送費）	1	式/回	40,000
	浚渫費（1立法メートルあたり）	1	m ³	6,000
	傭船料（1人分の人件費及び燃油費込）	1	隻/回	28,000
	日当	10人未満	人/回	7,500
	日当	10人以上	人/回	8,500
	日当（特殊作業員）	1	人/回	23,000
	モニタリング費	1ha～25ha(年6回未満) 1ha～25ha(年6回以上) 25ha～50ha(年6回未満) 25ha～50ha(年6回以上) 50ha～75ha(年6回未満) 50ha～75ha(年6回以上) 75ha以上(年6回未満) 75ha以上(年6回以上)		180,000 250,000 390,000 550,000 600,000 850,000 810,000 1,150,000
	啓発・普及費	1	式	400,000

第115条 支援事業の採択申請等

- 1 支援事業の助成金の交付について採択を受けようとする活動組織の代表者は、支援事業の採択申請書を運用通知別記様式第40号により作成し、規約及び活動計画を添付の上、財団に提出するものとする。
- 2 1の申請を受けた財団は、申請書を審査の上、当該活動組織に支援事業の助成金を交付することが適當と認められるときは、採択し、速やかに当該活動組織の代表者に運用通知別記様式第41号により支援事業の助成金の採択通知書を交付する。
- 3 財団は、2の活動組織の採択を行った場合は、運用通知別記様式第42号により、速やかに水産庁長官へ届出を行うものとする。
- 4 支援事業の採択申請の内容、規約又は活動計画に変更があった場合の事務手続は、次のとおりとする。
 - (1) 活動組織の代表者は、財団から通知された採択通知の内容、財団に提出した規約又は活動計画に変更があるとき（（3）の場合を除く。）は、速やかに財団に運用通知別記様式第43号により承認を申請しなければならない。
 - (2) 財団は、（1）の申請の内容を審査の上、その内容が適切であると認められるときは、これを承認し、速やかに運用通知別記様式第44号により当該活動組織の代表者に通知しなければならない。
 - (3) 活動組織の代表者は、規約又は活動計画のうち支援事業の助成金額及び交付に係る要件に該当しない変更をしたときは、財団に運用通知別記様式第45号により届出を行うものとする。
 - (4) 財団は、（2）の変更承認を行った場合は、運用通知別記様式第46号により、速やかに水産庁長官へ届出を行うものとする。

第116条 実施状況の報告

活動組織の代表者は、財団が定めた期日までに運用通知別記様式第47号により、活動計画の実施状況について、財団に提出及び報告するものとする。

第117条 実施状況等の確認

- 1 財団は、活動計画に定められた事項の実施状況等について、運用通知別記様式第47号に基づき報告された書類等の審査により確認するほか、必要に応じて、現地においてこれを確認するものとする。
- 2 実施状況等の確認方法及び確認の実施体制については、別紙のとおりとする。

第118条 支援事業の助成金の返還

- 1 活動組織が対象活動を実施するにあたり、次のいずれかに該当するときは、財団は支援事業の助成金の返還等の措置を講ずるものとする。
 - (1) 活動組織規約で定められた事項が遵守されていないとき
 - (2) 支援事業の助成金が活動計画に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められたとき
- 2 財団は、活動組織が1の（1）又は（2）に該当することのないようにするため、

適切に指導するものとする。

- 3 1の（1）又は（2）に該当した場合であっても、自然災害その他やむを得ない理由が認められるときは、支援事業の助成金の返還を免除することとする。ただし、災害からの復旧等を除き、当該活動組織については、当該年度以降の支援事業の助成金の交付は行わないこととする。
- 4 財団は、活動組織が対策事業の助成金を返還する必要が生じたときには、当該活動組織の代表者に速やかに通知することとする。

第119条 支援事業の助成金の会計経理

1 証拠書類の保管

財団及び支援事業の助成金の交付を受けた活動組織は、証拠書類を保管するものとする。

（1）財団

財団は、支援事業の助成金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する次の証拠書類を事業の助成金の交付が完了した日が属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

ア 予算書及び決算書

イ 支援事業の助成金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

ウ その他支援事業の助成金に関する書類

（2）活動組織

活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了日の翌日から起算して5年間、次に掲げる書類を保管しなければならない。

ア 金銭出納簿

イ 領収書その他支払いを証明する書類

2 会計経理の適正化

活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

- （1）支援事業の助成金は、他の事業と区分して経理を行うこと。
- （2）支援事業の助成金は、活動計画に規定した内容に基づいて使用し、その都度領収書その他支払いを証明する書類を受領し、保管しておくこと。
- （3）金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に口座を設けること。

3 支援事業の助成金の清算

活動組織は、年度末に残額が生じたときは、当該残額を財団に返還するものとする。

4 抽出検査の実施

水産庁長官は、必要に応じ、財団立ち会いの下、活動組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行うものとする。

第120条 事業の実施状況

財団は、毎年度、第116条に基づいて提出された支援事業に係る実施状況報告書のうち活動確認一覧表を取りまとめ、運用通知別記様式第48号により、当該事業を

実施した翌年度の4月末日までに、水産庁長官に提出するものとする。

第121条 事務等の委託

活動組織は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、事業の助成金に係る活動及び事務の一部を当該対象活動組織の構成員以外の者に委託等をすることができるものとする。

第5章 雜則

第122条 この交付規則に定めるもののほか、沖縄漁業基金事業の実施に当たり必要な事項については、別途財団が定めるものとする。

第6章 附則

第123条

- 1 この交付規則は、平成26年2月21日から施行する。
- 2 平成27年3月16日一部改正
- 3 平成27年11月12日一部改正
- 4 平成28年3月9日一部改正
- 5 平成29年3月29日一部改正
- 6 平成30年2月19日一部改正
- 7 平成30年3月30日一部改正
- 8 平成31年4月1日一部改正
- 9 令和3年12月23日一部改正
- 10 令和4年4月7日一部改正
- 11 令和5年8月15日一部改正
- 12 令和5年12月22日一部改正
- 13 令和6年4月22日一部改正
- 14 この交付規則は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。